



### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額	866,660,800 円
発行諸費用の概算額	－円
差引手取概算額	866,660,800 円

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 866,660,800 円については、平成 26 年 3 月 5 日以降、買掛金および未払金などの運転資金の一部に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

### 5. 処分条件等の合理性

#### (1) 処分価額の算定根拠

処分価額は最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため当該処分に係る取締役会決議の直前 3 か月間(平成 25 年 11 月 7 日から平成 26 年 2 月 6 日まで)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である 1,616 円(円未満切捨て)としております。直前 3 か月間の当社株式の終値の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変更の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。

また、当該株価は東京証券取引所における当該取締役会決議の前営業日(平成 26 年 2 月 6 日)の終値 1,591 円(円未満切捨て)に 101.57%(プレミアム率 1.57%)を乗じた額であり、直前 1 か月間(平成 26 年 1 月 7 日から平成 26 年 2 月 6 日まで)の終値の平均値である 1,670 円(円未満切捨て)に 96.77%(ディスカウント率 3.23%)を乗じた額、あるいは同直前 6 か月間(平成 25 年 8 月 7 日から平成 26 年 2 月 6 日まで)の終値の平均値である 1,504 円(円未満切捨て)に 107.45%(プレミアム率 7.45%)を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役(4名、うち2名は社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

#### (2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量につきましては、現在のロート製薬従業員持株会(以下「当社持株会」といいます。)の年間買付実績をもとに、今後約 3 年間の信託期間中に当社持株会が日本マスタートラスト信託銀行株式会社(従業員持株 E S O P 信託口)より購入する予定数量に相当するものであり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 0.46%(小数点第 3 位を四捨五入、平成 25 年 9 月末現在の総議決権個数 117,202 個に対する割合 0.46%)と小規模なものです。

また、本自己株式の処分により割当てられた当社株式は毎月、一定日に当社持株会に対し売却されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

以上により、本自己株式の処分による影響は極めて軽微であり、合理的であると判断しております。

## 6. 処分先の選定理由等

### (1) 処分先の概要

#### ①名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社  
(従業員持株E S O P信託口)

#### ②信託契約の内容

信託の種類

特定単独運用の金銭信託（他益信託）

信託の目的

当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する当社従業員に対する福利厚生制度の拡充

委託者

当社

受託者

三菱UFJ信託銀行株式会社  
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

受益者

当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者

信託管理人

当社と利害関係のない第三者

信託契約日

平成26年3月3日

信託の期間

平成26年3月3日～平成29年3月17日

議決権行使

受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

## (ご参考) 処分先の概要

(1) 名 称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社		
(2) 所 在 地	東京都港区浜松町二丁目 11 番 3 号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 松田 雄司		
(4) 事 業 内 容	有価証券の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務		
(5) 資 本 金	10,000 百万円		
(6) 設 立 年 月 日	平成 12 年 5 月 9 日		
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式	120,000 株	
(8) 決 算 期	3 月 31 日		
(9) 従 業 員 数	692 名 (平成 25 年 3 月 31 日現在)		
(10) 主 要 取 引 先	事業法人、金融法人		
(11) 主 要 取 引 銀 行	—		
(12) 大株主及び持株比率	三菱UFJ信託銀行株式会社	46.5%	
	日本生命保険相互会社	33.5%	
	明治安田生命保険相互会社	10.0%	
	農中信託銀行株式会社	10.0%	
(13) 当事会社間の関係			
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社は、当社の普通株式1,234,000株を保有しております。		
人 的 関 係	該当事項はありません。		
取 引 関 係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱UFJ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。		
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態	(単位：百万円)		
決 算 期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
連 結 純 資 産	19,428	19,810	20,339
連 結 総 資 産	367,793	408,735	471,798
1 株当たり純資産 (円)	161,904.60	165,090.88	169,493.96
連 結 経 常 収 益	22,811	23,544	23,897
連 結 経 常 利 益	1,063	968	1,044
連 結 当 期 純 利 益	593	535	631
1 株当たり当期純利益 (円)	4,945.13	4,466.33	5,260.98
1 株当たり配当金 (円) (普通株式)	1,236.00	1,116.00	1,315.00

※なお、処分先、当該処分先の役員又は主要株主（主な出資者）が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 処分先を選定した理由

E S O P信託の導入にあたり、三菱UF J信託銀行株式会社より提案を受け、当社との取引関係並びに事務サポートの実績や手続きコスト等を他社比較等も含めて総合的に判断した結果、従業員持株E S O P信託契約を締結することといたしました。

日本マスタートラスト信託株式会社は、三菱UF J信託銀行株式会社と締結した従業員持株E S O P信託契約に基づき、共同受託者としてE S O P信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）が処分先として選定されることとなります。

(3) 処分先の保有方針

処分先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）は、従業員持株E S O P信託契約に基づき、今後約3年間の信託期間内において、本自己株式の処分により割り当てられた当社株式を毎月一定日に当社持株会に対し売却するために保有するものであります。

当社は処分先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）から、割当日より2年間において、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについて、確約書を受領する予定であります。

(4) 処分先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分先は借入により当社株式の取得に要する資金を調達する予定ですが、当該借入については、平成26年3月3日付金銭消費貸借契約証書に基づき払込みが行われることを、処分先に対して貸付を行う三菱UF J信託銀行株式会社に確認を行っております。

7. 処分後の大株主及び持株比率

処分前（平成 25 年 9 月 30 日現在）		処分後	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8.60%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8.60%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6.75%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6.75%
有限会社山田興産	3.45%	有限会社山田興産	3.45%
株式会社三菱東京UFJ銀行	3.22%	株式会社三菱東京UFJ銀行	3.22%
山昌興産株式会社	2.97%	山昌興産株式会社	2.97%
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント（常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社）	2.53%	ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーレギュラーアカウント（常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社）	2.53%
山田清子	2.51%	山田清子	2.51%
山田茂子	2.45%	山田茂子	2.45%
日本生命保険相互会社	2.02%	日本生命保険相互会社	2.02%
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ オムニバス アカウント（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1.87%	ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ オムニバス アカウント（常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	1.87%

(注1) 処分後の大株主及び持株比率については、平成 25 年 9 月 30 日現在の株主名簿を基準として記載しております。

(注2) 当社は、平成 25 年 11 月 7 日付で自己株式を 4,218,600 株（持株比率 3.58%）取得しており、本自己株処分後は 4,016,103 株（持株比率 3.41% ただし、平成 25 年 10 月 1 日以降の単元未満株式の買取り分、買増し分は含んでおりません。）となります。

8. 支配株主との取引等に関する事項

本取引は、支配株主との取引等に該当しません。

9. 今後の見通し

当期業績予想への影響はございません。

10. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希釈化率は 25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
連結売上高	115,472百万円	120,292百万円	129,146百万円
連結営業利益	13,105百万円	13,624百万円	14,380百万円
連結経常利益	13,293百万円	13,684百万円	14,730百万円
連結当期純利益	7,966百万円	8,184百万円	8,087百万円
1株当たり連結当期純利益	67.75円	69.60円	68.78円
1株当たり配当金	15.00円	16.00円	17.00円
1株当たり連結純資産	655.53円	703.93円	789.83円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年3月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	117,924,768株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	494,512株	0.42%
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—株	—%
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—株	—%

（注）上記潜在株式数は、ストックオプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
始値	1,033円	886円	1,023円
高値	1,112円	1,048円	1,378円
安値	735円	798円	868円
終値	886円	1,035円	1,292円

②最近6か月間の状況

	8月	9月	10月	11月	12月	1月
始値	1,366円	1,374円	1,394円	1,420円	1,623円	1,619円
高値	1,431円	1,450円	1,432円	1,632円	1,677円	1,772円
安値	1,345円	1,371円	1,317円	1,378円	1,523円	1,616円
終値	1,378円	1,385円	1,427円	1,631円	1,605円	1,647円

③処分決議日の前営業日における株価

	平成26年2月6日
始値	1,597円
高値	1,622円
安値	1,587円
終値	1,591円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項ありません。

12. 処分要項

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 処分株式数     | 536,300 株  |
| (2) 処分価額      | 1 株につき 1,616 円   |
| (3) 処分価額の総額   | 866,660,800 円  |
| (4) 処分方法      | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（従業員持株 E S O P 信託口）に譲渡します。                       |
| (5) 払込期日      | 平成 26 年 3 月 5 日  |
| (6) 処分後の自己株式数 | 4,016,103 株<br>(ただし、平成 25 年 10 月 1 日以降の単元未満株式の買取り分、買増し分は含んでおりません。) |

以 上